

公益財団法人岩手県観光協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県観光協会（以下「協会」という。）定款第40条第2項の規定により、賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 賛助会員になろうとする者は、書面で入会の申込みをし、理事長が別に定める基準によりその可否を認定し、入会を認めるものとする。

(会費)

第3条 会費の額、その徴収方法、その他必要な事項は、理事長が別に定めて理事会に報告するものとする。

(会議)

第4条 協会内に、賛助会員全員による全員協議会を置くものとする。

2 全員協議会については、理事長が招集し、議長は全員協議会において、出席賛助会員の中から選出する。

3 全員協議会は、協会理事会での、事業計画及び予算（案）にかかる審議、事業報告及び決算（案）にかかる審議に先立って開催するものとする。

4 全員協議会は、前項の規定にかかわらず、特に重要事項に係る審議その他特に必要と認められる事項の審議に必要とされる場合に臨時に開催することができるものとする。

(特典)

第5条 賛助会員は、協会が実施する事業についての資料、情報の提供を受けるとともに、協会が主催する各種イベントに参加することができるものとする。

2 賛助会員は、協会が実施する事業のうち、賛助会費が充当されて運営される事業について、意見を述べるすることができるものとする。

3 理事長は、全員協議会において賛助会員から出された意見を理事会に報告するとともに、理事会はこれを尊重しなければならない。

(会費の使途)

第6条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(賛助会員の資格喪失)

第7条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

(1) 退会したとき

(2) 2年以上賛助会費を滞納したとき

(3) 団体会員にあつては、当該団体が消滅したとき

(4) 個人会員にあつては、死亡又は破産、失踪の宣告若しくは後見開始、補佐開始の審判を受けたとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第8条 賛助会員は、退会届を理事長に提出し、いつでも退会することができるものとする。

(除名)

第9条 賛助会員が、協会の名誉を傷つけ本協会に損害を与え、または協会の目的に反する行為をしたときは、理事長は、当該賛助会員を除名することができる。

(会費の不返還)

第10条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(細則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日時点で、社団法人岩手県観光連盟の会員であった者は、第2条の入会申込を省略し、自動的に本協会の賛助会員になることができるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年3月27日理事会議決)